

平成元年

広報

うえだ 11/1

第1042号



いざ! 古戦場跡へ

主な内容

私たちの暮らしを守る

- 消防署の仕事 2・3
- 建築あれこれ 4・5
- 脱スパイクはあなたから① 6
- カメラレポ 8・9
- 市民ガイド 10~12

●ハーフマラソン大会に2,800人

第3回上田古戦場ハーフマラソン大会が10月10日に行われ、約2,800人の参加者は上田城西櫓下の秋和上堀線をスタート(写真)。3*から20*までの8種目に分かれて健脚を競いましたが、今回は日本を代表するマラソンランナーの伊藤国光選手も20*の部に特別参加して、大会を盛り上げました。



はしご車の整備点検も大切な仕事



私たちの暮らしを守る

消防署の仕事

秋の火災予防運動が、十一月九日(休)から十五日(休)まで、全国いっせいに実施されます。今年から運動の期間が変わり、一一九番の日(十一月九日)が初日になりました。今年の標語は「おとなりに あげる安心 火の始末」。今回は、この運動にちなんで、消防署の仕事を紹介します。

広い活動範囲

消防署の活動範囲は広く、いろいろな仕事があります。その主なものは、①火災発生時の消火活動、②火を出さないための予防活動、③急病人などを運ぶ救急活動、④災害時の救助活動、⑤公共施設や工場などの防火設備のチェックなどです。これらの仕事は、二消防署、二分署の七十二人の消防署員が、二交替制による二十四時間勤務で、昼夜を問わずに行っています。

一億九百万円が灰に

また、上田市を含む近隣の一市四町三村が一体となって、上小地域広域行政事務組合に消防本部を設け、消防・救急活動などを協力して行うなど、広域的に対応しています。



二交替制による24時間勤務のため、朝8時30分に全署員が整列して勤務を交替します



火災・救急 一口メモ



●初期消火の三原則

①「火事だー」と大声で家族や近所に知らせ、協力を求める。同時に、消防署へ一一九番して火事を知らせる。

②出火後の数分間が勝負です。消火器、水バケツなどで初期消火をしましょう。消火器を用意してない家庭は、ぜひ準備を。

③炎が天井に回ったら、もう消火は無理。素早く避難して、命を守りましょう。いったん避難したら、絶対に戻らないように。

●救急車の正しい利用

①災害や事故などで大きなケガをしたとき(交通事故や労働災害など)

②急いで手当てを必要とするケガや病気になったとき(やけど、中毒など)

③急いで入院させる必要のあるとき(腸ねんてん、異常分べん、急性盲腸炎など)



①上田中央消防署（上下広域消防本部）②大手2-7-16 ☎②2501 ③東部・南部・中央・北部・西部・城下・塩尻・神川地区



①上田南部消防署 ②小島550-1 ☎③7100 ③川辺・泉田・塩田地区



①東北分署 ②芳田1,286 ☎③2770 ③神科・豊殿地区



①川西分署 ②浦野126-2 ☎④2109 ③川西地区

●市内にある消防署・分署（①名称、②住所・電話番号、③担当地区）

▶救急車は、第一報が入ってから30秒以内に出勤します



▲一九番の通報は、すべての指令室でキャッチします

瞬間にして、私たちの貴重な財産や生命を奪ってしまう火災。この恐ろしい火災から、私たちを守るため、消防署員たちは体力づくり、消火作業の訓練、消防自動車の整備点検、防火水槽や消火栓の点検などといった地味な活動を、今日も行っているのです。

また、万一、火災が発生すれば、ポンプ車、水槽車をはじめ、はしご車、化学消防車、救助工作車などがかけつけ、それぞれの役割をはたすというように機動化されています。

ピーポーピーポーという救急

一日に七回出勤

車のサイレンの音を、皆さんはよく聞くことと思いますが、一刻を争う仕事に救急活動もあります。

今年九月までの救急車の出勤回数は千八百四十五回で、一日平均にすると約七回。その内容を見ると、急病人が八百五十五回（四六％）、交通事故四百三十九回（二四％）、一般負傷二百十二回（一％）などとなっています。この三つだけで、全体の八割を占めています。

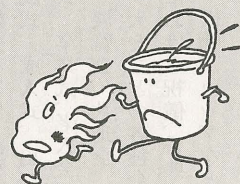
このような救急活動に活躍している救急車は、市内四つの署にあわせて五台配備され、救急隊員が二十四時間待機しています。

◆火の用心7つのポイント

- ①ストーブには、燃えやすいものを近づけない。
- ②天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- ③子どもには、マッチやライターで遊ばせない。
- ④ふろの空だきをしない。
- ⑤寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- ⑥風の強い時は、たき火をしない。
- ⑦家のまわりに燃えやすいものを置かない。

秋の火災予防運動

11月9日～15日



建築の ルールを守って 住みよい街に

10㎡以内でも

建築確認が必要です

（防火・準防火地域）

上田市は、全域が都市計画区域になっていきますので、原則として建築確認を受けなければ家を建てたりすることができません。防火・準防火地域については、新築や増改築などにかかわらず、どんなに小さいものでも

建築指導課 内線1546・1547

皆さん、建築基準法をご存じですか？この法律は、建築物の敷地、構造、設備として使いみちに関して最低の基準を定めています。また、住宅などを建てるにあたり、建築基準法以外の法律によって守らなければならぬルールもあります。快適な住環境をつくるため、建築の際に注意していただく事項をご紹介します。



建築確認が必要です。

それ以外の地域は、新築の場合にはすべて必要となり、増改築などの場合は、その床面積が10㎡以内であれば必要ありません。

しかし、建築確認が必要ない場合でも、建築基準法の規定は面積の大小に関係なく適用されますので、増改築などによって建ぺい率や容積率がオーバーしてしまうとか、高さ制限（道路

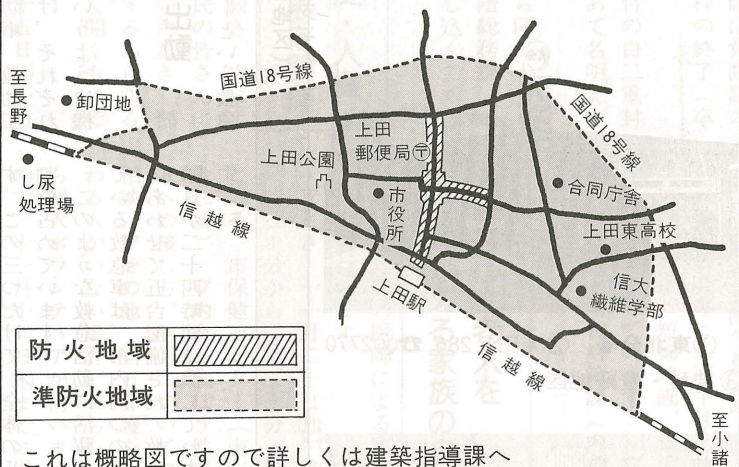
斜線・北側斜線など）を超えてしまうということはできません。

建築確認を受ける前に着工したり、確認の内容と異なる施工をすると違反建築となります。

後退線内には
建築できません！

道路の狭い所に建築物が建ち並んだりしますと、通行に不便のほか、災害など非常時には避

上田市の防火地域と準防火地域



これは概略図ですので詳しくは建築指導課へ

市議会から——*

虚礼廃止にご協力を

市民の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様すでにご承知のとおり、私たち市議会議員は、公職選挙法により「寄付行為の禁止等」の規制を受けています。私たちは、法の趣旨を尊重して次の事項を守っていくことにしています。非礼にわたることもあるかと存じますが、市民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、虚礼廃止の申し合わせにより年賀状、寒暑見舞状も自粛しますので、併せてご了承をお願い申し上げます。

記

①寄付行為は、いかなる理由をもつてするも行わない。

②慶弔（結婚式、葬儀、法要、起工式、落成式、成人式、出初め式、入学式、卒業式、老人会、祭り、花火、展覧会、共進会、各種スポーツ大会などの各種会合を含む）における祝儀、香典、生花、花輪、供物、カップなどの金品を贈ることは行わない。

トル後退（片側が、がけ地、川、線路敷などに沿っている道路の場合には一方的に四メートル後退）すれば、建築できるように救済措置がとられています。

これを「道路後退」といって、たとえそれが個人の所有地でも法的に道路とみなされ、この後退線内には、家（軒先）はもちろん、門や塀、土留めなどいっさいの建築、築造行為ができないことになっています。

後退用地の

寄付を受けます

市では、この後退部分の用地を市へ寄付される場合、市の負担で所有権移転登記などをします。今まで寄付される意志がありながら、「登記が面倒だ」とか「費用がかかりすぎる」ということで放置されていたかたも安心してご相談ください。寄付の詳細は、建設部管理課へお問



健康メモ

「がん」は早期発見が大切

大腸検診を

受けよう



上田市の死亡原因は、昭和五十八年まで脳卒中が一位でしたが、五十九年から「がん」が一位になりました。がん死亡の中では、胃がんが依然として多いのですが、近年は減少傾向にあります。それに代わって大腸が

ん、肺がん、乳がんなどが増加しています。中でも大腸がんが一番増えています。

検査は簡単です

大腸がんの検査には、肛門からバリウムを入れてレントゲン

い合わせください。

建築計画は

近隣関係を考えて

せっかく苦労して新しい家を建てても、隣りから「日当たりが悪くなった」とか「プライバシーの侵害だ」などの苦情が持ち込まれたのでは、うれしきも半減するどころか深刻な対立問題にも発展しかねません。このような相隣関係は、民事的な問

撮影する注腸レントゲン、肛門から腸の中に内視鏡を入れてみる大腸ファイバースコープがあります。どちらも非常に手間がかかり、受ける人の負担が大きく、集団検診は無理でした。

近年、便に血が混っているか化学的にみる潜血検査が可能になりました。便の数か所に容器の棒をさし、瓶に入れるだけの簡単な検査法ですので、集団検診もできるようになりました。

大腸がん5人を発見

上田市では、他市に先がけて昭和五十九年から大腸検診を始めました。昨年度の受診者は六千五十三人。その結果、精密検査が必要とされた人は四百七十

題として、当業者どうして解決していたかなければなりません。

建築確認は、建築物などの敷地や構造などについて技術的な基準に適合しているかどうかの判断を示すものであり、建築にともなう生じるさまざまな権利を認めたものではありません。周囲への温かい思いやりを忘れずに建築計画の段階から慎重に検討して、トラブルを未然に防止しましょう。

九人（七・九％）でした。このうち、実際に精密検査を受けた三百九十人の中で、大腸がん五人、大腸ポリープ（はれもの）二十九人が発見されました。

上田市では、昨年中に二十九人のかたが大腸がんで亡くなりました。一人でも多くのかたが検診を受けることにより、大腸がんで亡くなる人が減ってほしいと願っています。

今年の大腸検診は、十一月末から始まります。今からでも申し込みができますので、できるだけ早く保健予防課（内線1376）へご連絡ください。

食事は日本食を

次のいずれかに該当する人に

③お中元、お歳暮などは行わない。

④災害に対する見舞いのための金品を贈ることは行わない。

⑤陳情や一般各種団体旅行などにおける乗り物、金品、飲食の提供は行わない。

⑥以上のことは、各議員後援会の名において行う場合も同様とする。

平成元年十一月一日

上田市議会議員一同

は、特に検診をお勧めします。①血族に大腸がんにかかった人がいる。②長い間、痔や潰瘍性大腸炎を患っている。③便に血の混じることがある。④便秘の人。⑤下痢と便秘を繰り返す人。⑥便通のぐあいがよくない。

現在、がんは早期発見さえすれば、ほとんど治るといわれています。その中でも、大腸がんは治癒率一〇〇％といっても過言ではありません。

最後に、大腸がんの予防について。原因は、はっきりしませんが、食生活の欧米化と考えられていますので、お米や野菜が十分の日本食に心がけ、便秘をしないよう毎日の生活に気を付けてください。



被害続出 磁気マット

悪質な訪問販売に
気をつけよう

十月上旬、市内各地で磁気マットの訪問販売が行われ、「高価な契約をしてしまった」と市民相談室に苦情が寄せられています。「会場の雰囲気によるので、必要でない物を買った」など、契約解除の手続きをしている市民が三十件近くに上っています。ほとんどに必要なものか、支

払いが可能か、効用はどうか、アフターサービスはどうかなど、訪問販売ではよく考えて対処することが必要です。このような被害にあった場合は、早めに市役所にご相談ください。

●問い合わせ 生活環境課（内線1390）

早い冬の訪れを感じさせる寒い日が続き、カーショップの店

スパイクは あなたから①

スパイクは 少数派に



展示されたスタッドレスタイヤ(市役所)

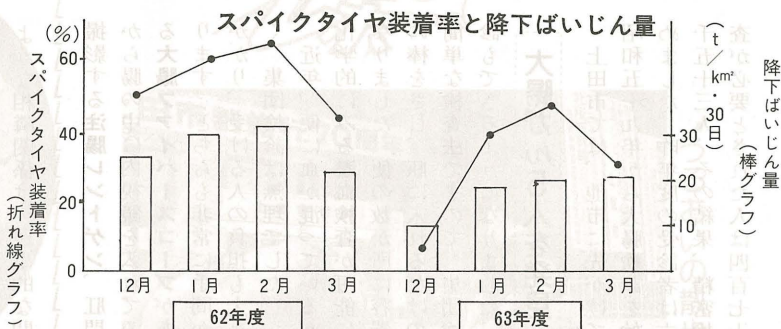
頭にもスタッドレスタイヤやタイヤチェーンが並び始めました。今までスパイクタイヤを使っていたかたも、この冬こそ「脱スパイク」しましょう。

皆さんの協力により、昨シーズンのスパイクタイヤ装着率はついに五〇%を割り少数派となり、粉じんも少しづつ減ってきています。(下図)

冬のきれいな空気や街を守り、人々の健康を守るのはみんなの願いです。市民の一人ひとりのご協力をお願いします。

市役所一階ロビーでスタッドレスタイヤを展示中です。ぜひご覧ください。また、スパイクタイヤのピン抜き機をお貸ししています。ご利用ください。

●問い合わせ 生活環境課（内線1389）



税のコーナー 11

生命保険と税

生命保険金を 受け取ったとき

生命保険契約により、満期保険金や死亡保険金を受け取った場合は、その保険料をだれが負担していたかにより、市民税の課税対象になります。夫婦の場合を例にとると、下表のとおりです。

保険金の受取人と保険料の負担者が同じ場合には、一時所得として、課税対象になります(表の区分①ア、④)。

また、満期保険金の受取人と保険料の負担者が異なるとき、および保険料負担者の死亡による死亡保険金は市民税の課税対象になりません。ただし、このような場合には、贈与税、相続税の対象になります(表の①イ、②ア・イ、③)。

なお、満期保険金や死亡保険金を、年金形式で受け取る場合は雑所得になり、支払いを受けた年ごとに課税対象になります。課税所得は、支払いを受けた金

額から、これに見合う保険料を控除した金額です。

区分	被保険者	負担者	受取人	保険事故等	課税関係
①	夫	夫	夫	満期	ア 夫の一時所得
				夫の死亡	イ 相続人に相続税
②	夫	夫	妻	満期	ア 妻に贈与税
				夫の死亡	イ 妻に相続税
③	妻(契約者)	夫	妻	夫の死亡	妻に相続税(生命保険契約に関する権利)
④	妻	夫	夫	満期	夫の一時所得
				妻の死亡	

■一時所得の場合の課税所得の計算式
(保険金－支払保険料)×50万円×2

生命保険料を 支払ったとき

納税者本人や家族を受取人とする生命保険や個人年金の保険料を支払ったときは、その年中の支払額に応じて、所得金額から控除できます。控除額の計算は左表によります。

いわゆる貯蓄保険(保険期間

定期監査の結果公表

上田市監査委員 久保田直人
同 櫻井 啓喜

地方自治法第199条第3項の規定に基づき、平成元年度定期監査を下記のとおり執行したので、上田市監査委員条例第8条の規定により、その結果を公表します。

記

(1)監査実施期間 平成元年5月9日から平成元年10月11日まで

(2)監査の範囲 昭和63年度における財務に関する事務処理の状況、契約及び事務の執行状況等

(3)監査の対象 秘書課、応急工事課、会計課、議事事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局

総務部、財政部、民生部、社会部、商工部、農政部、建設部、交通対策局、消防部、支所、水道局、教育委員会の各課所

(4)監査の結果 昭和63年度上田市一般会計・特別会計及び企業会計の歳入歳出及び同付属書類の監査に当たっては、財務に関する事務の執行が法令に適合し適正になされているか、地方自治法第2条第13項、第14項及び地方公営企業法第3条の規定の趣旨にそってなされているか、議決の趣旨にそってなされているか、計数は正確であるか等の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに関係資料の提出を求め、関係者の説明を聴取し、あわせて現金出納検査の結果も考慮して行った。

うち、出先機関の出向監査は、点字図書館、福祉事業センター川西事業所、川西社会福祉センター、国分保育園、浦里保育園、第一中学校、第四中学校、神科小学校、川西小学校、西部公民館、塩田支所及び消防部を対象に、また、建設工事現場監査は建設部7か所、農政部2か所及び水道局1か所の工事を対象にそれぞれ実施した。

この結果、計数は正確に表示されており、予算の執行及び財産の管理並びに工事の施工等全般については、おおむね適正であり所期の成果を収めたものと認められたが、一部に事務処理上留意すべき事項が見受けられたので、その都度、注意又は改善を促した。

今後の地方財政をとりまく環境はよりいっそう厳しくなるものと予想されるなかで、ますます多種多様化する行政需要に対処してゆくため、収入の確保については鋭意努力をされているところであるが、更に納期内納入の徹底及び累増している未収金の解消についての対策を講じられるとともに、社会経済情勢に対応した行財政全般にわたる事務事業の見直しを行い、経費の節減に努め効率的な行財政運営を図られるよう望むものである。

標準小作料が改訂されました

標準小作料が改訂され、十月一日から適用されました。農業をめぐる状況はここ数年にわたって米価が引き下げあるいは据え置かれるなど、大きく変化したため、上田市農業委員会は、今回下記のように改訂することとしました。

の話し合いによって決めることが原則です。(2)話し合いの基準は、ほ場の面積、形状、耕作、作業条件等地域の実情に合わせ決めてください。

●問い合わせ 農業委員会事務局 (内線1492)



農地の区分	小作料の標準額	備 考
田の部 上	25,500 円	水稻年収量 600kg
中	21,000	540
下	15,000	480
畑の部 上	12,000	
中	8,000	
下	6,000	
特 殊 畑	標準額を定めない	施設園芸、果樹、花き、特用、桑等

生命保険 個人年金 ③	生命保険 個人年金 ②	生命保険料 ①	支 払 額	控 除 額
支払った個人年金保険料が 三、五〇〇円以下 三、五〇〇円以上	支払った個人年金保険料が 七三、五〇〇円以上 一八、五〇〇円以下 四三、五〇〇円以上 七三、五〇〇円以上	支払った個人年金保険料が 七三、五〇〇円以上 一八、五〇〇円以下 四三、五〇〇円以上 七三、五〇〇円以上	支払った個人年金保険料が 七三、五〇〇円以上 一八、五〇〇円以下 四三、五〇〇円以上 七三、五〇〇円以上	支払った個人年金保険料が 七三、五〇〇円以上 一八、五〇〇円以下 四三、五〇〇円以上 七三、五〇〇円以上

が五年未満)は、控除の対象になりません。
また、契約に基づいて、剰余金や割戻金を受けた場合には、その金額を支払保険料から差し引いてから控除額を計算します。

●問い合わせ 市民税課(内線1281)

7. 職員手当の状況

区分	上 田 市			長 野 県			国		
	(元年度支給割合)			(元年度支給割合)			(元年度支給割合)		
期末手当・勤勉手当	6月期	1.4	0.5	6月期	1.4	0.5	6月期	1.4	0.5
	12月期	1.9	0.6	12月期	1.9	0.6	12月期	1.9	0.6
	3月期	0.5	—	3月期	0.5	—	3月期	0.5	—
計	3.8	1.1		3.8	1.1		3.8	1.1	
退職手当	勤続20年	21.0	28.875	勤続20年	21.0	28.875	勤続20年	21.0	28.875
	勤続25年	33.75	44.55	勤続25年	33.75	44.55	勤続25年	33.75	44.55
	勤続35年	47.5	62.7	勤続35年	47.5	62.7	勤続35年	47.5	62.7
	最高限度額	60.0	62.7	最高限度額	60.0	62.7	最高限度額	60.0	62.7
その他の加算措置	特例給料月額制度			特例給料月額制度			特例俸給月額制度		
退職時特別昇給	原則1号俸			原則1号俸			原則1号俸		
1人当たり平均支給額	千円	千円		千円	千円		千円	千円	
	1,753	20,326							

(注)退職手当1人当たり平均支給額は前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	37.7%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	47,268円
手当の種類(手当数)	28
代表的な手当の名称	衛生作業従事手当、公園動物飼育従事手当、行路死病人取扱作業手当 多くの職員に支給されている手当

時間外勤務手当	63年度	支給総額	93,760千円
		職員1人当たり支給年額	103千円
	62年度	支給総額	99,869千円
		職員1人当たり支給年額	109千円

(元年4月1日現在)

区分	内 容	国の制度との異同
扶養手当	配偶者 16,000円 配偶者以外の扶養親族2人までそれぞれ 4,500円 その他の扶養親族1人につき 1,000円	同
住居手当	借家・11,000円以上20,500円以下のもの 家賃から11,000円を控除した額 ・20,500円を超えるもの 家賃から20,500円を控除した額の2分の1の額を加えた額 (限度額 21,000円) 持家・1,000円	同
通勤手当	交通機関・21,000円までは全額利用 利用者・21,000円を超えるもの 21,000円に21,000円を超えた額の2分の1の額を加えた額 (限度額 26,000円) 交通用具・2kmを超えた距離1km毎に280円を利用者 3,500円に加えた額 (限度額 6,580円)	異 国と同じ 交通機関利用者 交通用具・2km～5kmの者 2,000円 ・5km～10kmの者 3,800円 ・その他 5,000円

8. 昇給期間短縮の状況

区分	合計	一般行政職	技能労務職
職員数(A)	802人	623人	179人
普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員数(B)	21人	15人	6人
比率(B)/(A)	2.6%	2.4%	3.4%



ご寄付お礼

次の皆さんから温かいご寄付をいただきました。

- ▽ 恩川会様 一万三千三十五円
- ▽ 社会福祉基金積立金として
- ▽ 上田市民チャリティゴルフ大会実行委員会様 七十万円
- ▽ 会福祉基金積立金として
- ▽ 宮原要治様(金剛寺) 人形六ヶース 梅が丘保育園へ
- ▽ 清水書店様 事典、辞典・事典目録各一卷 点字図書館へ
- ▽ 村山よし様(倉升) 八十三万三千五百五十円 報恩寮施設整備費として
- ▽ 石坂土地建物株様 十万円
- ▽ 社会福祉基金積立金として
- ▽ 上田ロータリークラブ記念事業委員会様 百万円 上田城跡公園内やすらぎ広場の整備代として
- ▽ 日置電機株様 ティンパニー 三 個 第四中学校へ
- ▽ 南五味楽器店様 ピアノ一台
- ▽ 川辺小学校へ
- ▽ 南関根商店様 太鼓一張
- ▽ 五中学校へ
- ▽ 上田東ロータリークラブ様 据置式ベンチ三脚、水飲み一基
- 上田市新田児童公園へ

市職員給与等のあらまし

上田市職員の給与等の状況を次のとおりお知らせします。

1. 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本 台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	62年度の 人件費率
63年度	(元・3.31) 人	千円	千円	千円	%	%
	117,987	23,523,926	467,430	5,726,515	24.3	22.3

(注)人件費には特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

2. 職員給与費の状況(一般会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
元年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	852	2,491,801	399,821	1,045,275	3,936,897	4,621

(注)1. 職員手当には退職手当を含みません。

2. 給与費は当初予算に計上された額です。

3. 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(元年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
上田市	円 256,102	円 286,791	歳 39.07	円 219,663	円 242,537	歳 38.10
長野県	円 256,324	円 294,436	歳 38.02	円 256,231	円 290,772	歳 44.00

4. 職員の初任給の状況

(元年4月1日現在)

区 分	上 田 市	長 野 県	国
	決定初任給	決定初任給	決定初任給
一 般	円 126,800	円 126,800	円 121,100円 ～141,000
行政職	円 105,500	円 105,500	円 102,200

5. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(元年4月1日現在)

区 分	経 験 年 数 7年以上10年未満	経 験 年 数 10年以上15年未満	経 験 年 数 15年以上20年未満
	大学卒	大学卒	大学卒
一 般	196,266円	227,639円	277,154円
行政職	158,833円	185,944円	235,366円
技 能	150,833円	172,789円	213,926円
労務職			

6. 一般行政職の級別職員数の状況(元年4月1日現在)

国 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
上 田 市	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級		
標準的な職務内容	主 事	比較的高度の知識経験を必要とする業務を行う主事・技師	高度の知識経験を必要とする業務を行う主事・技師	特に高度の知識経験を必要とする業務を行う主事・技師	係 長	1.課長補佐 2.複雑困難な業務を行う係長・主査	1.課長 2.複雑困難な業務を行う課長補佐	複雑困難な業務を行う課長	部 長	複雑困難な業務を行う部長		
職 員 数	人 8	人 29	人 157	人 121	人 135	人 97	人 49	人 15	人 8	人 4	人	人 623
構 成 比	% 1.3	% 4.7	% 25.2	% 19.4	% 21.7	% 15.5	% 7.9	% 2.4	% 1.3	% 0.6	%	% 100
参 考	1年前の構成比	% 1.9	% 4.0	% 28.8	% 17.4	% 19.5	% 15.5	% 8.7	% 2.2	% 1.0	% 1.0	% 100

(注)1.上田市の給与条例に基づく給料表の級別の職員数です。2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

**盲人福祉の向上に
今年も石井さんご寄付**

このほど、眼科医の石井光一さん(大手町)から「点訳奉仕活動等石井基金」にと百三十万円をご寄付いただきました。厚くお礼申し上げます。

石井さんは、昭和四十三年以来、長年にわたって多額のご寄付をされ、これをもとに創設された「点訳奉仕活動等石井基金」は総額四千二百五十万円となる予定です。市はこの基金の利子を盲人福祉向上のため、盲導犬の貸与事業、点字図書館事業の充実などに充てています。

**上田日本無線様から
二千万円余のご寄付**

このほど、上田日本無線様ならびに同社社員一同様から、人材育成(育英資金)と福祉事業(老人対策)にと、二千五百万五千五百円のご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

同社は、会社設立四十周年記念事業の一環として、市に寄付されたものです。市では有効に使わせていただきます。



“芸術の秋” 心ゆくまで鑑賞 東京フィル演奏会

東京フィルハーモニー交響楽団演奏会が11月5日、市民会館で開かれました。東京フィルは日本を代表するオーケストラ。ピアノ協奏曲(ピアノ・津田真理さん)などの演奏に、約1,400人の聴衆から大きな拍手が送られました。



含蓄ある対談に感心

先月28日、文化会館で行われた国際文化フォーラム(同実行委員会主催)。「地方の生活と国際化」をテーマに、作家のC.W.ニコルさんとエッセイストの玉村豊雄さんが対談しました。ニコルさんは「西洋化することが国際化だと思っている日本人が多いが、日本の文化や自然を忠実に残していくことや日本人としての自信をもつことが国際化につながる」と強調しました。

汗
心地よく
太郎山



恒例の太郎山登山が11月3日に行われました。家族連れなど約250人が参加。あたたかな秋の日ざしと紅葉——心地よい汗が参加者のほおを伝わっていました。

消火器の点検

忘れないで



火災の初期消火に役立つ消火器。家庭では、操作の簡単な加圧式消火器が広く使われています。これは、ガスの圧力によって消火剤の粉末を放射する仕組み。容器全体に圧力がかかるため、容器が腐食していたり、キヤップがゆるんでいるとレバーを引いた途端に爆発することがあります。

消火器は、家族みんなの目に付きやすい所に置きましょう。また、直接日光を受けたり、湿気の多い場所は避けて置くことが大切です。

いざという時に備えて、消火器は十分点検しておくことが必要です。年一回は点検をしましょう。その際は、容器のさびや損傷、キヤップのゆるみや変形、ホースのひび割れなどに留意しましょう。点検によって異常がある場合は、早めに新しい消火



第39回

昭和10年代の 製糸工場内部



▲販売用生糸の揚げ返し作業
▲糸繰りは手先が器用な女性ならではの仕事でした

座繰り機で 糸をとる



提供者
滝沢一義さん
(77歳・上常田)

昭和の大恐慌は、製糸業に大打撃を与えました。そのような厳しい情勢のもと、柳町で絹糸業を営んでいたことから、わたしは昭和五年ごろ踏込に製糸会社を設立。まゆの買いつけから糸繰り、揚げ返し、機繰りといった一連の仕事を行っていました。

上の写真は、本まゆからとった糸を大枠に巻き返し、所定の重さと長さの繰にする作業（揚げ返し）。この糸は、新潟県の十日町、見附などへちりめんの材料として販売されました。また、高級品として輸出用にも。下の写真は、玉まゆから座繰り機で糸をとる作業（糸繰り）で、湯槽に煮たまゆを入れ、糸口を見つけて糸にしていくなわけです。ここからとれる糸は、主に着物の裏着として、工場で機繰りされました。写真は両方とも昭和10年代で、わたしも写っています。

図書館

いっそう便利に



図書館が昨年度から進めてきた所蔵図書の新システム化。その稼働式が先月二十八日、図書館で関係者約五十人が出席して行われました。サービスの向上と多様化してきてい

る情報に対応するのがねらい。これにより、貸し出し、返却手続きがより速くなり、いろいろな角度からの図書の検索も可能となりました。貸出券もカード式に変わり、一人一回五冊まで借りられます。



キラリ、名演技

大正時代から演じられてきた素人芝居がもとになっているという上田真田歌舞伎公演が11月5日、文化会館大ホールで行われました。どの役者も練習の成果をいかん発揮。ユーモアあふれる名演技が観客の笑いを誘っていました。

枯れ葉の季節

“落ち葉”の清掃を



器に更新してください。
なお、消火器本体の交換は購入後八年、容器内の粉末の交換は五年が目安です。

市民ガイド

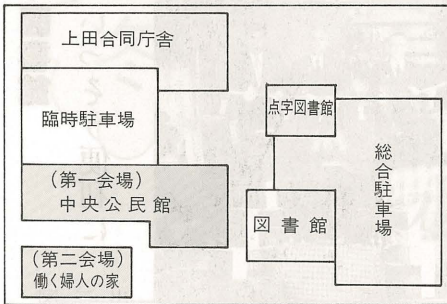
市役所の代表電話 ☎(22)4100

上田市消費生活展を 開催します

市と県の共催で、「ほんとうの豊かさを求めて」がテーマ。消費者団体、生活協同組合、企業団体が出展します。生活向上に役立つ情報がいっぱいです。

▽とき 十一月二十五日(土)、二十六日(日) 午前十時から午後

消費生活展会場案内図



四時 ▽ところ 中央公民館、働く婦人の家 ▽その他 無添加食品とせっけんを両日各百名に差し上げます(二十五日(土)午後一時、二十六日(日)午前十時)。▽問い合わせ 生活環境課(内線1390)



昨年の消費生活展

商工業者の皆さん 低利な「制度資金」の ご利用を

今年二度目の公定歩合の引き

上げにより、このところ市中金利が上昇傾向にあります。市では、年末の資金需要期を迎え、低利な事業資金のあっせんを行っています。

年末は、特別に弾力的な運用をしますので、融資をご希望されるかたは商工課商工相談所(内線1402)、塩田・川西地区のかたは各商工会へ、お気軽にご相談ください。

●資金内容 運転資金は七百万円まで、設備資金は千二百万円まで、いずれも年利五・三%。小規模企業事業資金は四百五十万円まで年利四・九%。

※この他にも、いろいろな資金がありますのでご利用ください。

バス・電車 ふれあいデー

毎週水曜日

電車・バスに
もっと乗ろう!



市制70周年記念 文化講演会を開催

▽とき 十二月九日(土)午後一時三十分～三時 ▽ところ 市文化センター ▽講師 落合博満さん(プロ野球中日ドラゴンズ内野手) ▽入場料 無料 ▽申込方法 はがきに住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記のうえ十一月二十八日(火)までに、〒386 上田市中央一七二

九 中部電力上田営業所 地域サービスグループ ☎(22)1240へお申し込みください。先着五百名に入場整理券をお送りします。

市消防団音楽隊 定期演奏会を開催

上田市消防団音楽隊は、昭和四十八年の結成以来、音楽演奏を通じて火災予防を訴えてきましたが、今回「第一回定期演奏会」を開催します。

▽とき 十一月二十五日(土)午後六時三十分～ ▽ところ 上田創造館 ▽演奏曲目 デイズ・ニーメドレー、童謡メドレーなど ▽その他 入場無料

今月の納税

国民健康保険税……………第5期

納期限は11月30日(木)です。
よろしくお願いします。

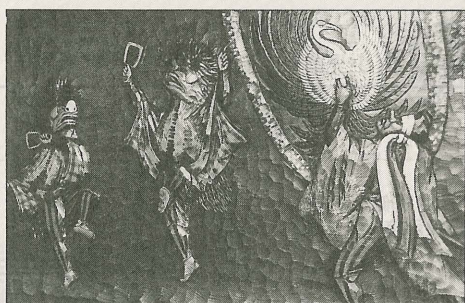
●収税課(内線1304)

12月の相談日

- 農地問題相談 ▽とき 12月1日(金)午前8時30分～午後5時
- ▽ところ 農業委員会
- 日常生活の法律相談(予約制) ▽とき 12月8日(金)・22日(金)いずれも午後1時30分～3時30分
- ▽予約先 生活環境課(内線1388)
- 土地・建物の法律相談 ▽とき 12月14日(木)午後1時～4時
- ▽ところ 西庁舎2階
- 行政相談 ▽とき 12月11日(月)午前10時～午後3時 ▽ところ 上田西武(3階) ▽内容 行政に対する苦情、要望

市政テレビ「ふれあい上田」

11月23日(木)放映



木を彫る 農民美術発祥70周年

●11月23日(木)午後5時25分～5時55分
信越放送(SBC)で放映します。

「なんでも相談日」に お出かけを

商工業者の皆さんなど
上田商工会議所では、第五回「なんでも相談日」を開催します。経営上の悩みなどを弁護士、税理士、中小企業診断士などの専門家が相談にあたります。今年「OA化推進」のコーナーを新設しました。法律や年金など、一般の皆さんがご利用できるコーナーもあります。

▽とき 十二月一日(金)午前十時～午後四時
▽ところ 上田商工会議所(五階ホール)
▽相

人権相談所を 開設します

談内容 経営診断、金融、法律、税務、労務、年金、不動産、登記、特許、下請取引、住宅建物、生命共済、倒産防止特別相談、OA化推進、求人・求職など
▽問い合わせ 上田商工会議所
☎224500

十二月四日(月)から十日(日)までは、第四十一回「人権週間」です。上田人権擁護委員協議会と長野地方事務局上田支局では、人権週間行事の一環として、次

人権相談所日程表

と き	と こ ろ
12月6日(水)	川西公民館 神川地区公民館
12月7日(木)	上田西武デパート
12月11日(月)	転作促進研修センター (塩田公民館隣り)

時間は各会場とも午前10時から午後3時まで

により市内各地で人権相談所を開きます。
家庭問題、近隣関係、借地借家、同和問題、公害問題、また児童・生徒の「いじめ、体罰」の問題などでお困りのかたはご利用ください。
●問い合わせ 長野地方事務局
上田支局 ☎232001

上田創造館で クリスマス 星空コンサート

▽とき 十二月十六日(土)午後七時～八時三十分、十七日(日)午後三時～四時三十分
▽ところ 上田創造館プラネタリウム
内容 プラネタリウムで星やスライドを投影しながら音楽鑑賞

(クリスマスや星、雪にちなんだ曲)をします。▽入場料 一人五百円
▽対象 高校生以上
▽受付方法 ①十一月二十日(日)から電話で受け付けます。②リクエスト曲があれば、申し込みの際に一曲お申し出ください。
▽申込先 上田創造館星空コンサート係(☎231111)



長野技能開発センター 再就職のための 職業訓練

長野技能開発センターでは、離転職者のかたに再就職をしやすいするための職業訓練を、次により行います。

▽応募資格 現在離職中で就職意欲の旺盛な方
▽訓練科目 経理情報科(定員二十五人)
▽場所 同センター(長野市)
▽期間 平成二年一月～六月
▽申し込み 十二月十一日(月)までに上田公共職業安定所(☎226363)へ

不用品登録情報

●ゆづります

▽電気こたつ 無料
▽ふろ一式(都市ガス) 千円
▽流し台・ガス台(一体) 五千円
▽食器戸棚 二千元
▽座卓 五千元
▽シングルベッド 無料
▽七五三着物(七歳) 話し合い
▽スケート靴(22センチ) 千五百円
▽スケート靴(26.5センチ) 二千円
▽スキー靴(24.5センチ) 三千円
▽回転式座いす 七千元
▽布団乾燥器 五千元
▽温風ヒーター 一万元
▽バイク(50cc) 無料、三千円、三万円

●ゆづってください

▽ベビーベッド ▽ぶらんこ
▽ベビーカー ▽テレビ
▽子ども用食卓いす ▽掃除機
▽電気ミシン ▽電気ストーブ
▽加湿器 ▽子ども用自転車
▽自転車 ▽LPガスオーブン
▽LPガスふろ一式 ▽卓球台
▽二段ベッド ▽ダブルベッド
▽黒板 ▽礼服(男女)
●問い合わせ 生活環境課(内線1390)

健診

スナッフ

(3歳児)



小松賢広くん
(朝日ヶ丘)



清水麻子ちゃん
(千曲町)

保健コーナー

保健予防課
(内線1374)

●12月の乳幼児健康診査

受付時間 いずれも午後1時～2時。

持ち物 母子健康手帳、バスタオル(4・10か月児)、歯ブラシ(1歳6か月児)。1歳6か月児は、赤ちゃん手帳の中にある健康診査票に記入してお持ちください。3歳児の健康診査票は、様式が変更しましたので、健診日に会場で記入していただきます。

上田市保健センター(市役所南庁舎2階)

健 診	実施日	対 象 児
4 か 月 児	12月1日	元年7月16日～7月31日生
	12月19日	元年8月1日～8月15日生
10 か 月 児	12月7日	元年1月16日～1月31日生
	12月26日	元年2月1日～2月15日生
1歳6か月児	12月13日	63年5月16日～5月31日生
	12月20日	63年6月1日～6月15日生
3 歳 児	12月15日	61年11月1日～11月15日生
	12月25日	61年11月16日～11月30日生

塩田母子健康センター(塩田地区)

4 か 月 児	12月8日	元年7月16日～8月15日生
10 か 月 児		元年1月16日～2月15日生
3 歳 児	12月22日	61年10月1日～11月30日生

川西社会福祉センター(川西地区)

4 か 月 児	12月6日	元年7月16日～8月15日生
10 か 月 児		元年1月16日～2月15日生
1歳6か月児		63年5月16日～6月15日生
3 歳 児	12月4日	61年6月1日～11月30日生

2 3 3 9
● 問い合せ 上田地域保
健康施設組合清浄園 ☎(22)

休 業 し ま す

▽ 12月29日(金)～1月3日(水)

者にご相談ください。

早めに済まされるよう、業

望の日にくみ取りができ

ない場合がありますので、

希望の日にくみ取りがで

きますので、ご了承ください

は、左記のとおり休業とな

りますので、ご了承ください

は、左記のとおり休業とな

りますので、ご了承ください

は、左記のとおり休業とな

りますので、ご了承ください

は、左記のとおり休業とな

りますので、ご了承ください

は、左記のとおり休業とな

りますので、ご了承ください

は、左記のとおり休業とな

りますので、ご了承ください

は、左記のとおり休業とな

りますので、ご了承ください

は、左記のとおり休業とな

りますので、ご了承ください

は、左記のとおり休業とな

りますので、ご了承ください

は、左記のとおり休業とな

りますので、ご了承ください

は、左記のとおり休業とな

りますので、ご了承ください

●ポリオ生ワクチンを投与(2回目)

2回目を別表のとおり行います。該当する子どもさんはお受けください。詳しくは、9月16日付け「広報」をご覧ください。

ポリオ(小児まひ)予防接種日程表(秋期)

会 場 名	接種日	対 象 地 区
	2回目	
上田市保健センター (市役所南庁舎2階)	11月28日(火)	東 部 地 区 南 部 地 区 中 央 地 区 塩 尻 地 区
川 辺 町 会 館		川 辺 ・ 泉 田 地 区
塩田母子健康センター		塩 田 地 区
三 好 町 会 館	11月29日(水)	城 下 地 区
川西社会福祉センター		川 西 地 区
上田市保健センター (市役所南庁舎2階)	11月30日(木)	北 部 地 区 西 部 地 区
上 野 が 丘 公 民 館		神 科 ・ 豊 殿 地 区
神 川 地 区 公 民 館		神 川 地 区

※時間は午後1時30分から2時30分まで。

※1回目と2回目の間隔は、6週間以上あけてください。

年1回は受診を

●健康診断・子宮がん検診

■一般健康診査

▷対象 40歳以上の人 ▷受診場所 市内の全病(医)院(年間通して実施しています) ▷受診方法 次の2つの方法のうち、いずれかを選んでください。①一般診査を受け(無料)、医師が必要と認めた場合に精密診査を受診(費用1,000円)②一般診査と精密診査を同時に受診(費用1,000円)

■子宮がん検診

▷対象 30歳以上の女性(市民) ▷受診場所 市内産婦人科医院 ▷個人負担 子宮頸がんのみ1,000円、子宮頸がんと子宮体がんが1,700円。なお、次のかたは無料。①70歳以上の人②生活保護、市民税非課税世帯の人(②の人には無料受診券を発行しますので、事前に保健予防課へ連絡を)

ガールスカウト長野県第25団

結成10周年
記念

講演会&バザー

▷とき 12月3日(日)午前10時～午後2時
▷ところ 上田創造館文化ホール ▷内容
①記念講演「思春期の親子関係」(河合洋さん)②記念バザー(正午～午後2時)
▷問い合わせ 青少年課(内線1732)